

レ 旧資金運用部資金
旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金 } 補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 にレを付けること。

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 周南市簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和31年12月15日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 〳非適用
団体名	周南市	職員数 (H20. 4. 1現在)	6
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	37.3 (18年度)	公営企業債現在高 (百万円)	455 (19年度)
累積欠損金 (百万円)	(年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	4 (19年度)
不良債務 (百万円)	(年度)	財政力指数	0.888 (19年度)
資金不足比率 (%)	(19年度)	実質公債費比率 (%)	17.2 (19年度)
		経常収支比率 (%)	89.0 (18年度)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<p>新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 レ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし</p>
<p>〔合併期日：平成15年4月21日 合併前市町村： 熊毛町・鹿野町 〕 合併により熊毛町と鹿野町の簡易水道事業を統合。施設維持経費に係る不足分は相互の財源で互いに調整することができるなど、事業の効率化が図られた。</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	周南市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成20年度～平成24年度
計画策定責任者	周南市長 島津幸男
既存計画との関係	集中改革プラン
公表の方法等	平成21年3月議会へ説明のうえ、ホームページで公表する
基本方針	合併以来の懸案事項である料金格差を是正するため、まずは簡易水道事業特別会計内での統一化を行なうことにより、若干の料金収入の増加を図ったが、改訂後の料金収入で賄える健全運営を行なうことを念頭に置き、また住民へのサービス低下につながらないように計画を策定した。費用削減においては、19年度から老朽管更新を開始したため、漏水補修等の維持経費は削減できるものと思われる。その他、抜本的な経営改革のため、統合計画に向けての投資を行なうこととしている。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

基本的事項(つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位:百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		17.5	2.0	19.4
	補償金免除額		4.6	0.3	4.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として()書きで記入すること(以下、6において同じ。)

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債		17,408	1,975	19,383
合 計 (A)			17,408	1,975	19,383
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			17,408	1,975	19,383

【旧簡易生命保険資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「上記のうち一般会計負担分」は、繰出基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	旧徳山市水道局と旧新南陽市水道局は合併により統合し、周南市水道局となり、周南市水道事業として運営している。旧熊毛町と旧鹿野町は簡易水道事業であり、水道料金も水道局より低額であったため、当分の間は継続ということで市会計の特別会計として運営している。	
経営課題	課 題	料金水準の適正化
	同一市内でありながら、施設維持体系や会計管理が異なるため格差のある料金設定のままとなっている。	
	課 題	維持管理費等サービスコストの節減
	配水管布設後40年近く経過しており老朽化に伴い、漏水が多発している。	
	課 題	給与水準・定員管理の適正化
	安定給水を継続するため、管理職員を減らしていくことは困難である。	
留意事項	課 題	
	住民サービスの低下につながる恐れのある経費削減は行なわない。事業見直しを行なう場合は十分検討のうえ実施する。	
	課 題	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	189	185	161	163	159	161	160	165	166	169	
		(1) 営 業 収 益 (B)	166	161	154	154	150	152	151	154	154	153	
		ア 料 金 収 入	158	153	144	140	136	137	136	140	140	139	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0						
		ウ そ の 他	8	8	10	14	14	15	15	14	14	14	
		(2) 営 業 外 収 益	23	24	7	9	9	9	9	11	12	16	
		ア 他 会 計 繰 入 金	22	23	6	9	9	9	9	11	12	16	
	イ そ の 他	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	163	166	122	131	140	144	147	147	147	141	147
		(1) 営 業 費 用	127	129	99	107	119	124	125	123	123	115	112
		ア 職 員 給 与 費	44	43	46	47	47	50	51	51	51	52	53
		ウ ち 退 職 手 当											
		イ そ の 他	83	86	53	60	72	74	74	71	63	59	
		(2) 営 業 外 費 用	36	37	23	24	21	20	22	24	26	35	
ア 支 払 利 息		35	33	20	19	18	17	19	21	23	32		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他	1	4	3	5	3	3	3	3	3	3			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		26	19	39	32	19	17	13	18	25	22		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	22	126	0	19	38	235	153	154	609	881	
		(1) 地 方 債	0	99	0	12	22	196	124	108	468	665	
		(2) 他 会 計 補 助 金	20	22	0	6	15	16	14	35	14	17	
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0						
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0						
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	0	0	17	8	8	124	196	
		(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	1	5	4	3	3	3	
		(7) そ の 他	2	5	0	1	0	1	3				
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	57	145	39	51	53	249	163	167	622	896	
		(1) 建 設 改 良 費	20	111	11	22	22	217	135	138	594	863	
		ウ ち 職 員 給 与 費											
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	37	34	28	29	31	32	28	29	28	33	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0						
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0						
(5) そ の 他	0	0	0	0	0								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-35	-19	-39	-32	-15	-14	-10	-13	-13	-15		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	127.5	128.8	94.4	104.9	115.5	119.7	118.8	118.4	113.5	116.8	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	94.5	92.5	107.3	101.9	93.0	91.5	91.4	93.8	98.2	93.9	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	11.6	12.4	3.7	5.5	5.7	5.6	5.6	6.7	7.2	9.5
	うち基準内繰入金	(%)	11.6	12.4	3.7	5.5	5.7	5.6	5.6	6.7	7.2	9.5
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入金等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	90.9	17.5	0.0	31.6	39.5	6.8	9.2	22.7	2.3	1.9
	うち基準内繰入金	(%)	90.9	17.5	0.0	31.6	39.5	6.8	9.2	22.7	2.3	1.9
	うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	旧鹿野町と旧熊毛町のそれぞれの簡易水道事業を引き継いだため、異なる料金設定となっているが、同一会計内での財政運営となっているため、まずは2つの事業においての料金を統一する。これにより若干の増収となる。その後は施設整備計画に係る償還金に対応するため適正な料金の設定を念頭において改訂を行なうこととしている。
2 他会計繰入金の見込み	市財政も厳しい状況であることから、今後も繰出し基準以外の繰入れはしないものとした。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	鹿野・熊毛ともに配水管の老朽管が多数あるため、鹿野地区は平成19年度、熊毛地区は平成20年度から管更新していく。また熊毛地区は安定した給水実施と未普及地区解消のため水道基盤整備が求められており、上水道施設の整備計画を進めている。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成28年度までの国庫補助事業活用を前提とし、整備事業に係る借入金償還に対応できる適正な料金改定の見込みとした、なお上水道施設整備後は周南市としての水道事業運営となる。 今後の経営状況において、企業債現在高が増加していく見通しとしているが、これは、28年度の事業統合を目指し熊毛水道施設の整備をしていくことによるものである。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
地方公務員の職員数の純減の状況		集中改革プランどおりの職員配置である。施設管理を継続していくためには基本的には現状維持となるが、事務の効率化等により職員手当の削減を図る。
給与のあり方		
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		給与構造改革は平成19年度に施行。内容は国どおり。ただし、地域手当の段階的な引上げは実施していない。(国家公務員は3%であるが、本市ではH19、H20年度とも1%。)また、給与構造改革の施行に合わせ、住宅手当、通勤手当を国基準に引き下げた。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務職員はいない。
退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特昇は、平成17年3月31日をもって廃止した。平成19年度施行の給与構造改革に合わせ、退職手当も国どおりの改正を行った。
福利厚生事業のあり方		加入している山口県市町村職員共済組合では、事業主負担は50%となっている。また、本市で行っている福利厚生事業では、平成19年度までは公費と会費の比率は1:1であったが、見直しを行い、平成20年度より比率を2:3として公費の削減を図った。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		施設管理に係る経費は最大限の効率化を進めており、更なる効率化の取り組みを検討していく。その手法の1つとして、老朽管の更新をしていくことにより、漏水工事費の削減を図る。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		将来的に水道局の管理する施設になるため、水道局と協議し委託の活用化を調整している。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組		料金改定にあたっては適正な料金設定を行なうこととしている。なお、周南市として料金格差があるため、まず簡水会計内での統一をするため、平成22年度に鹿野地区での料金改定を行なうこととしている。また、未収金対策のため毎月の督促徴収を実施している。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報 公開 行政評価の導入		予算執行状況は半期ごとに広報にて公表している。予算については平成19年度から市ホームページに掲載している。 市会計で一体的に実施している。内容としては、事務事業の評価検証をすることにより総合評価をし、次年度の予算編成に反映させている。
5 その他		

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	集中改革プランどおりに実施しており、施設管理を継続していくため基本的には現状維持となるが、事務の効率化等により職員手当の削減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現状、欠損金は生じていない。今後も欠損金が生じないように料金適正化を図っていく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基本的に国が示した繰出し基準に基づく、地方債の元利償還金と建設改良に要する経費のみとし、基準外の繰出しは実施していない。
4 その他	管の更新事業による維持管理費の削減を図る。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年間の間に実施したものに限る。)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。</p> <p>5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。)。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率									9.6			
	改善額(料金の適正化) 1									4	4	4	12
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数 (人)	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6
	増減数 (人)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率							0	0	0	0	0	0
	増減												
	企業債現在高	832	896	481	464	455		619	715	794	1,234	1,865	
	増減	64	-415	-17	-9			164	96	79	440	631	
	計画前5年間改善額 合計												改善額 合計 12
	(参考) 補償金免除額												5

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。
 3 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
 2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。
 4 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
 5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
年間総有収水量 (千m ³)	1,407	1,378	1,334	1,298	1,267	1,270	1,275	1,272	1,269	1,266
公称施設能力 (m ³ /日)	6,675	6,675	6,675	6,675	6,675	6,675	6,675	6,675	6,675	6,675
1日最大配水量 (m ³ /日)	6,080	6,191	5,941	5,979	5,464	6,076	6,140	6,164	6,175	6,201
最大稼働率 (%)	91.1%	92.7%	89.0%	89.6%	81.9%	91.0%	92.0%	92.3%	92.5%	92.9%
供給単価 (円/m ³)	111.97	111.03	108.37	108.02	107.49	107.99	106.83	110.07	110.07	109.71
給水原価 (円/m ³)	142.08	144.96	112.46	124.34	134.70	139.03	137.12	138.24	133.773	142.68

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

周南市で管理している水道事業については、各地区に点在している全てを事業統合し、周南市水道事業に一本化して事業運営していく。

その内、法非適用事業の鹿野地区は2簡水事業を先行して統合し、熊毛地区の12事業ある簡易水道については、水利権分割の手続きが完了後、統合に入りたい、最終的には28年度を目標として事業統合を図る。